

入退会細則

第1条（入会資格）

本会規約第3条で定める区域に居住する者は、本会に入会することができる。

第2条（資格制限）

前条に関わらず、以下に該当する者は入会資格を有さない。

- ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」にいう暴力団構成員及びこれに準じる地位にある者。
- イ 組織的に殺人等の重大な犯罪を繰り返した団体の構成員及びこれに準じる地位にある者。
- ウ 会費の滞納を理由として会員資格を失ったにもかかわらず、滞納額を追納しない者。

第3条（入会方法）

- 1 入会資格を有する者は、本細則別紙様式1の入会届書を会長に提出する方法で入会を申し出ることができる。
- 2 会長は、入会申込をしようとした者が前条各号に該当すると認めたときは、入会届け書の受領を拒絶することができる。
- 3 会長は、入会届書の保管に留意し、合理的理由なく届出事項を他に知らせない。

第4条（届出事項の変更）

入会の際に届け出た事項に変更を生じたときは、世帯主他の会員は、会長にその旨をすみやかに届け出る。

第4条（退会方法）

- 1 会員は、本細則別紙様式2の退会届書を会長に提出する方法で退会を申し出ることができる。
- 2 前項の退会届を提出したときは、会員は当然に本会を退会したこととする。

第5条（細則の改正）

本細則は、総会の議決によって改正することができる。

第6条（付則）

本細則は、平成12年 月 日から施行する。

様式 1

住所	別所 1 丁目 番地 号	電話番号	
世帯主		メールアドレス	
お名前		お名前	
お名前		お名前	
お名前		お名前	
緊急連絡先 郵便番号 〒 住所			
氏名(名称)			
電話番号			
連絡先との関係			

私たちは、エヌシティ西町会に入会します。

町会規約その他の規則を遵守して、円満で明るい地域社会を築きます。

年 月 日

代表者世帯主

印

エヌシティ西町会長殿

様式2

年 月 日

エヌシティ西町会長殿

住 所 別所1 - -

代表者世帯主

印

私及び世帯員は、貴町会を退会します。